

(仮称) 朝霞市福祉等複合施設建設工事設計業務委託に関する
公募型プロポーザル審査要領

1 趣旨

本要領は、(仮称) 朝霞市福祉等複合施設建設工事設計業務委託に関する公募型プロポーザルにおける最優秀提案者の選定にあたり、(仮称) 朝霞市福祉等複合施設建設工事設計業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領(以下「プロポーザル実施要領」という。)に定めることのほか、必要な事項について定めるものとする。

2 審査委員会

最優秀提案者等の選定は、(仮称) 朝霞市福祉等複合施設建設工事設計業務委託に関する公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において行う。

なお、審査委員会の審査委員は、審査の公平・公正性を確保するため、二次審査当日に公表する。

3 審査方針

最優秀提案者等の選定は、本要領に基づき、一次審査及び二次審査を行い、最優秀提案者及び次点者を選定する。

(1) 一次審査

参加表明書の提出者の中から、提出書類に基づき資格審査及び一次審査を行い、技術提案書を提出できる者を5者(参加表明者が5者に満たない場合は参加表明者数)選定する。

(2) 二次審査

技術提案書の提出者の中から、技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリングに基づく評価を行い、各審査委員の評価点の合計が全体の7割以上である者のうち最も高い者を最優秀提案者、次に点数の高い者を次点者として選定する。

なお、最優秀提案者等が契約締結を行わない場合に限り、同様の審査方法により、次点者の繰上げを行う。

4 一次審査

(1) 審査

市は、参加表明書提出者から提出された書類に基づき、プロポーザル実施要領に定める資格の確認を行うとともに、資格を満たす者についての評価点を決定し、技術提案書を提出できる者として上位5者を選定する。

(2) 評価項目等

評価項目、配点等については、別表1「一次審査評価基準」のとおりとする。なお、参加者が5者に満たない場合(1者の場合を含む)についても同様の方法で一次審査を行う。

(3) 結果の公表

審査の結果は、参加表明書提出者全員に通知する。

5 二次審査

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

提出された技術提案書の内容を説明するため、次によりプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

ア 期日 令和6年5月27日(月) ※会場、時間等は参加者へ別途通知する。

イ 出席者 4名以内

出席者は、本業務を担当する配置予定技術者の中から管理技術者、建築(意匠)主任技術者、他2名以内とし、原則として代理者の出席及び指定された者以外の出席は認めない。ただし、傷病、死亡、退職等のやむを得ない理由により代理者の出席を希望する場合は、審査委員会の許可を得るものとする。

ウ 時間配分

プレゼンテーションは1者20分以内、ヒアリングは1者につき20分程度とする。

エ プレゼンテーションの方法

技術提案書提出者は、プロジェクター等を用いた説明を行うことができる。

ただし、技術提案書等と異なる内容の説明及び追加資料の配布は認めない。なお、プロジェクター及びスクリーンは市で用意することとし、その他必要な機器は技術提案書提出者が用意する。

オ 公開

プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。

カ その他

①あらかじめ提出した技術提案書の内容以外の資料・模型等を使用した場合は、失格とする場合がある。

②技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とする場合がある。

③プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、失格とする。ただし、交通機関等の事故等、真にやむを得ない理由があると認められる場合はこの限りでない。

(2) 審査

提出された技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を踏まえ、各審査委員の主観により評価を行い、各審査委員の評価点の合計が全体の7割以上である者のうち最も高い者を最優秀提案者、次に点数の高い者を次点者として選定する。また、二次審査の対象者が1者であったとしても、同様の方法で審査を行い、最優秀提案者として特定する。

なお、最優秀提案者等が契約締結を行わない場合に限り、同様の審査方法により、次点者の繰上げを行う。

(3) 評価項目等

評価項目、配点等については、別表2「二次審査評価基準」のとおりとする。

(4) 結果の公表

審査の結果は、技術提案書提出者全員に通知するとともに、最優秀提案者名及び次点者名を公表する。